

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））

基金交付要綱

平成29年5月11日

一部改正 令和3年4月1日

一部改正 令和4年4月1日

（通則）

第1条 福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け、府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226 財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号通知。以下「制度要綱」という。）福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業実施要綱（平成29年5月11日付け、復本第1071号。以下「実施要綱」という。）第3に規定する福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内で交付するものとし、制度要綱、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）、福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

ただし、基金の管理運営に関する事項については、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金管理運営要領（平成29年5月11日付け、復本第1071号。以下「基金管理運営要領」という。）のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的等）

第2条 交付金は、東日本大震災から10年以上経過してもなお、福島県では原子力災害に起因する放射線による健康不安が強いことを踏まえ、復興・創生期間及び第2期復興・創生期間における福島の本格復興に向けて、子どもをはじめとする住民の健康を守る施策を支援するため、福島県に基金を造成し、当該基金を活用することにより、実施要綱第3に規定する福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等を実施することを目的とする。

（交付先及び交付期間）

第3条 交付金は、福島県の長に対し、その申請に基づいて交付するものとする。

2 交付金を交付する期間は、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に記載された計画期間とする。

(交付対象事業)

第4条 交付金は、福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業等を実施するための福島県民健康管理基金(放射性薬剤研究開発等勘定)(以下「県民健康管理基金」という。)を造成する事業(以下「基金造成事業」という。)を交付の対象とする。

(交付額)

第5条 内閣総理大臣は、実施要綱第7により福島県に通知された交付可能額の範囲内で、基金造成事業に要する費用を福島県に交付する。

2 交付額は、次の掲げるところにより算出された合計額とする。

別紙の第1欄の区分毎に第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事前着手)

第6条 福島県は、実施要綱第10の3の(一)又は(二)の規定に基づき内閣総理大臣の承認を受けようとする場合には、様式第1号の交付決定前着手申請書を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、審査の上、交付決定前に事業着手する必要があると認めたときは、速やかに承認を行い、様式第2号の交付決定前着手承認通知書により福島県に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする福島県(以下「交付申請者」という。)は、別に通知する日までに、様式第3号の交付申請書に必要な書類を添付して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第8条 内閣総理大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式第4号の交付決定通知書により、交付申請者に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 内閣総理大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により交付金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 内閣総理大臣は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、交付金に係る消費税

仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付金交付の条件)

第9条 県民健康管理基金は、交付金の交付を受けて、新たに造成するものとする。また、交付金の追加交付を受けた場合には、同一の基金に積み増すものとする。

2 福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等は、実施要綱第4の3により福島県が定める計画期間を期限として実施するものとし、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等が完了した場合（基金管理運営要領第3の9による福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の終了を命ぜられた場合及び次項の規定により県民健康管理基金を廃止した場合を含む。第18条第3項、第22条において同じ。）には、県民健康管理基金の残余额を内閣総理大臣の指示を受けて国庫に納付しなければならない。

3 前項に規定するほか、交付申請者は、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業実施期間内に取り崩す見込みがない余剰額が明らかな場合、県民健康管理基金の額が福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると内閣総理大臣が認めた場合又は内閣総理大臣が定めた当該基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により当該基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

4 県民健康管理基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条の目的に反して、取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

5 県民健康管理基金は、元本割れを起こさない方法で運用し、かつ運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れることとする。

6 交付金の交付決定を受けた福島県（以下、「交付金事業者」という。）は、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第5号による承認申請書を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない（内閣総理大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

7 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

8 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 交付金事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第6号による交付申請取下げ届出書を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

ない。

(変更等の承認)

第11条 交付申請者が交付決定の内容を変更しようとする場合には、内閣総理大臣に内容変更承認申請書(様式第7号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

2 内閣総理大臣は、前項の承認をしたときは、適正化法第10条第4項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を交付申請者に通知(様式第8号)するものとする。

3 交付金事業者は、基金造成事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第9号による中止(廃止)承認申請書を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第12条 交付金事業者は、基金造成事業が定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合又は基金造成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第10号による事故報告書を、内閣総理大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 交付金事業者は、基金造成事業の遂行及び収支の状況について、内閣総理大臣から要求があった場合は、速やかに様式第11号による状況報告書を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の支払)

第14条 交付金事業者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた後、交付金の支払いを受けようとするときは、様式第12号による支払請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(基金造成事業の実績報告)

第15条 交付金事業者は、基金造成事業が完了したとき(基金造成事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに、様式第13号による実績報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 交付金事業者は、基金造成事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 交付金事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第16条 内閣総理大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を

行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第14号による交付金の額の確定通知書により交付金事業者に通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、内閣総理大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 内閣総理大臣は、第11条第3項の交付事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）交付金事業者が、法令、制度要綱、実施要綱、基金管理運営要領、本要綱、関連通知又はこれらに基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）交付金事業者が、交付金を基金造成事業以外の用途に使用した場合
 - （3）交付金事業者が、基金造成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - （4）交付の決定の後生じた事情の変更等により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 内閣総理大臣は、第1項第1号から第4号までの規定に基づく取消しをした場合において、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第4項の規定を準用するものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第18条 交付金事業者は、基金造成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第15号の報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第16条第4項の規定は、前項の返還について準用するものとする。

(基金造成事業の経理)

第19条 交付金事業者は、基金造成事業の経理について基金造成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を基金造成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業等の状況報告)

第20条 交付金事業者は、当該年度に実施した福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業等について、様式第16号による状況報告書を作成し、毎年度終了後5月20日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による提出を受けた福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業等の実施状況が低い水準に止まっている場合には、交付金事業者に対し、その理由を明らかにすることを求めるとともに改善の指導を行うものとする。

(福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業等の完了報告)

第21条 交付金事業者は福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業)事業等の全てが完了した場合(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)又は令和7年度末を経過した場合は、その日(ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。)から起算して1か月を経過する日までの間に、様式第17号による完了報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 交付金事業者は、前項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(残余额の返還)

第22条 内閣総理大臣は、前条で規定する完了報告において、第9条第2項で規定する残余额が発生する場合、その返還について、様式第18号により交付金事業者に通知するものとする。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第23条 第9条第7項の規定による取得財産等の処分に関する内閣総理大臣の承認については、内閣総理大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第19号による届出書の提出をもって内閣総理大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第24条 交付金事業者は、第9条第6項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第19号による承認申請書又は届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずるものとする。

る。

- 3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、内閣総理大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(収益納付)

第25条 内閣総理大臣は、交付金事業者に、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合、交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。

- 2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、内閣総理大臣が別に定める。

(監督等)

第26条 国は交付金事業者に対し、それぞれその実施する福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等に関し、適正化法その他の法令の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(交付金調書)

第27条 交付金事業者は、交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第20号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(書類の提出等)

第28条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、内閣総理大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第29条 交付金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成29年5月11日から適用する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は令和4年4月1日から適用する。

(別紙)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
別記1の(1) 福島健康不安対策事業	内閣総理大臣が認めた額	福島健康不安対策事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、助成金、委託料、工事費、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額

(注1) 工事費の支出は、各事業の効果的な実施のために付随的に必要な場合に限り認められるものであること。

様式第1号（第6条第1項関係）

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者の名称 代表者氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
交付決定前着手申請書

令和 年 月 日付け〇〇〇で交付可能額通知を受けた定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので申請します。

記

- 1 定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 当該年度の事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

福島県は、交付決定を受ける前までの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等に着手するものとする。

様式第2号（第6条第2項関係）

番 号
年 月 日

交付金事業者の名称 代表者氏名 殿

内閣総理大臣

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付け〇〇〇で事前着手申請があった定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画に基づく事業について、交付金交付決定前に着手することを承認したので通知する。

様式第3号（第7条第1項関係）

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者の名称 代表者氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
交付申請書

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））の
交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第
179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請額（注） 金 , 千円

注）定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業計画の写しを添付すること。

様式第4号（第8条第1項関係）

番 号
年 月 日

申請者の名称 代表者氏名 殿

内閣総理大臣

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付金の交付決定額は、 金 , 千円とする。
- 3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 実績報告については、交付要綱第15条によるものとする。
- 5 公布の条件は交付要綱によるものとする。（注）
- 6 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることのできる期間は、この交付決定受領日から30日以内とする。

（注）基金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

様式第5号（第9条第6項関係）

番 年 月 日 号

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））に係る
財産処分承認申請書

令和 年度において、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））により取得した施設又は設備の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 処分の内容
（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
 - (1) 施設又は設備の名称
 - (2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称
 - (3) 施設又は設備の所在地
 - (4) 事業費
 - (ア) 国庫交付金
 - (イ) 都道府県負担金
 - (ウ) その他法人等負担金
- 4 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方（注）
 - (2) 処分しようとする財産の範囲
（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）
 - (3) 処分の期間（注）

(4) 処分の条件 (注)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額を記入する。)

(注) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

様式第6号（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同交付金 , 千円の交付申請（令和 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 理由

様式第7号（第11条第1項関係）

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者の名称 代表者氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
基金の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））の交付決定の内容の一部を変更する必要があるため、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更後交付決定額 金 , 千円
- 2 既交付決定額 金 , 千円
- 3 変更による増減額 金 , 千円
- 4 変更を必要とする理由
- 5 変更が交付金事業に及ぼす影響
- 6 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) 変更に係る個別事業ごとの変更後の様式第3号（変更箇所が分かるように記載すること）
 - (3) 当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料
- 7 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、交付金交付決定の通知を受けた後において、交付金事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。
交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
交付金所要額－消費税仕入控除税額＝交付金額

様式第8号（第11条第2項関係）

番 号
年 月 日

交付金事業者の名称 代表者氏名 殿

内閣総理大臣

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第12条第2項の規定に基づき通知する。

記

- 1 交付金の交付決定額は、 金 , 千円とする。
(本変更承認前の交付決定額は、 金 , 千円)
- 2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件（注）
 - 交付金事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金交付要綱の規定に従わなければならない。
 - 交付金事業者は、交付金事業により整備した設備等について、福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等及び基金造成事業の目的に沿って継続して運営できる体制の確保に努めること。

様式第9号（第11条第3項関係）

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
基金造成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった令和 年
度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金造成事業を
中止（廃止）したいので福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事
業））基金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業内容
- 2 事業を中止（廃止）する理由
- 3 交付決定額
- 4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
 - (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 - (2) 完了予定日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 交付決定通知書の写し

様式第 10 号（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
基金造成事業事故報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった令和 年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））に係る基金造成事業について、下記の事故が発生したので、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 交付金事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 交付金事業の遂行及び完了の予定
- 6 添付書類
 - (1) 事故に係る個別事業ごとに上記の各項目が分かる資料

様式第 11 号（第 13 条第関係）

番号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金造成
事業状況報告書の提出について

標記について、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
基金交付要綱第 13 条の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

（単位：円）

基金の保有 区分	年度当初保 管額 (A)	年度内 交付額 (B)	運用益繰入 額 (C)	年度内支出 額 (D)	年度末保管 額 (A + B + C - D)
合計					

（注）初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

（単位：円）

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降（見 込）	
合計				

（注 2）当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 地方公共団体の基金条例
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

様式第 12 号（第 14 条関係）

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金交付要綱第 14
条の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 支払請求額 金 円

2 請求金額の内訳

（単位：円）

経費区分	交付決定額①	既受領済額②	差引請求額①－②
福島再生加速化交付金			
合 計			

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

様式第 13 号（第 15 条第 1 項関係）

番号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

令和〇〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））
基金造成実績報告書

令和 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号をもって福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））の交付決定を受けた基金造成事業に係る実績について、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により関係書類を添えて報告します。

1 国庫補助精算額 金 円

A 交付決定額	円
B 交付金受入済額	円
C 差引過不足額（A－B）	円

2 基金造成事業実施状況調書（別紙 1）

3 地方公共団体歳入歳出決算（見込）書の抄本（別紙 2）

（注）交付決定通知書の写しを添付すること。

別紙 1

基金造成事業実施状況調書

基金の保有 区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		単位：円		
合計額				

地方公共団体歳入歳出決算（見込）書抄本

（地方公共団体の名称： ）

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款) ○○支出金		(款) ○○支出金		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)		
合 計		合 計		

交付金事業者の名称 代表者氏名 殿

内閣総理大臣

令和 年度福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業))の額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和 年度福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業))の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている交付金については、福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(福島健康不安対策事業))基金交付要綱第16条第3項の規定により、令和 年 月 日までに返還を命じる。

記

- 1 交付金の確定額は、 金 , 千円とする。
- 2 返還額

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

令和 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

福島再生加速化交付金 (福島定住等緊急支援 (福島健康不安対策事業)) 基金交付要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金事業名

- 2 補助金額 (交付要綱第 17 条第 1 項による額の確定額) 円

- 3 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円

- 4 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円

- 5 補助金返還相当額 (3 - 2) 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））に係る
福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた事業について、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により下記のとおり報告する。

記

- 1 遂行状況報告
- 2 事業着手 令和 年 月 日
- 3 事業完了予定 令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）事業等の事業完了報告書の提出について

標記について、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業）基金交付要綱の規定により下記のとおり報告いたします。

なお、当該交付金に係る執行額確定後の残額については、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金交付要綱第 22 条の規定による「残余额」として、国に返還することとします。

記

① 交付金交付額	円
② 運用益繰入額	円
③ 支出額	円
④ 残額 (①+②-③)	円

残余额 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(添付書類)

参考となる資料

交付金事業者の名称 代表者氏名

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金における
残余額の納付について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇〇号にて福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））における「残余額」の報告がありましたので、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり残余額を国庫納付してください。
については、歳入徴収官から別途送付される納入告知書に従って、納付してください。

記

1. 納付金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

交付金事業者の名称 代表者氏名

承認申請
福島再生加速化交付金 (福島定住等緊急支援 (福島健康不安対策事業)) に係る財産処分届 出書

令和 年度において、福島再生加速化交付金 (福島定住等緊急支援 (福島健康不安対策事業)) により
取得した施設又は設備の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届 申請します。
出書 届け出ます。

記

- 1 処分の内容
(取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別)
 - 2 処分の理由
 - 3 取得財産の概要
 - (1) 施設又は設備の名称
 - (2) 施設又は設備の設置者 (事業主体) の名称
 - (3) 施設又は設備の所在地
 - (4) 事業費
 - (ア) 国庫交付金
 - (イ) 都道府県負担金
 - (ウ) その他法人等負担金
 - 4 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方 (注)
 - (2) 処分しようとする財産の範囲
(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)
 - (3) 処分の期間 (注)
 - (4) 処分の条件 (注)
(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費 (維持管理費を含む。)) 見込額を記入する。)
- (注) 取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

様式第 20 号 (第 27 条関係)

令和〇〇年度
復興庁所管

福島再生加速化交付金 (福島定住等緊急支援 (福島健康不安対策事業) 調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定の額	交付率 (※)	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

(注) 交付対象事業費に占める交付額の割合